

居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）

（令和５年４月１日施行の改正反映後）

項 目	基 準
最低基準の目的	児童福祉法（以下「法」という。）第３４条の１６第１項の規定により市が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
最低基準の向上	- 市長は、広島市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する居宅訪問型保育事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 - 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。
最低基準と事業者	- 居宅訪問型保育事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 - 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている居宅訪問型保育事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
事業者の一般原則	- 居宅訪問型保育事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、１人１人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 - 居宅訪問型保育事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該居宅訪問型保育事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 - 居宅訪問型保育事業者は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 - 居宅訪問型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
居宅訪問型保育連携施設	居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第４２条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
事業者と非常災害	<u>居宅訪問型保育事業者は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、且頃から地域住民等との連携に努めなければならない。</u>
安全計画の策定等	- 居宅訪問型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、居宅訪問型保育事業所ごとに、当該居宅訪問型保育事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた居宅訪問型保育事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他居宅訪問型保育事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 - 居宅訪問型保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前

項 目	基 準
	項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 居宅訪問型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 居宅訪問型保育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
自動車を運行する場合の所在の確認	居宅訪問型保育事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
事業者の職員の一般的要件	居宅訪問型保育事業において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
事業者の職員の知識及び技術の向上等	1 居宅訪問型保育事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 居宅訪問型保育事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	居宅訪問型保育事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該居宅訪問型保育事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	居宅訪問型保育事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
虐待等の禁止	1 居宅訪問型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、次の(1)から(4)までに掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (1) 利用乳幼児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2) 利用乳幼児にわいせつな行為をすること又は利用乳幼児をしてわいせつな行為をさせること。 (3) 利用乳幼児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用乳幼児による(1)、(2)又は(4)に掲げる行為の放置その他の職員としての保育を著しく怠ること。 (4) 利用乳幼児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用乳幼児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 2 <u>居宅訪問型保育事業者は、利用乳幼児の虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
衛生管理等	1 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について

項 目	基 準
	て、必要な管理を行わなければならない。 2 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
職員の健康診断	居宅訪問型保育事業の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。
事業所内部の規程	居宅訪問型保育事業者は、次の(1)から(11)までに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7) 居宅訪問型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他居宅訪問型保育事業の運営に関する重要事項
事業所に備える帳簿	1 居宅訪問型保育事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 <u>2 居宅訪問型保育事業者は、その職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿のうち、市が支弁する保育を委託する措置に要する費用に係る帳簿及びその根拠となる記録について、その費用を受領した日の属する年度の末日の翌日から5年間、これを保存しなければならない。</u>
秘密保持等	1 居宅訪問型保育事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 居宅訪問型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
苦情への対応	1 居宅訪問型保育事業者は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 居宅訪問型保育事業者は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は保育を委託する措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業者は、次の(1)から(5)までに掲げる保育を提供するものとする。 (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の

項 目	基 準
	提供に対応するために行う保育 (3) 保育を委託する措置に対応するために行う保育 (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育 (5) 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育
設備及び備品	居宅訪問型保育事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
職員	1 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者 ア 精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 イ 禁錮以上の刑に処せられた者 ウ 法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって児童福祉法施行令第4条で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者 エ 保育士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過しない者 オ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者 3 <u>保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者は、保健師、看護師、准看護師又は幼稚園教諭であり、かつ、保育所、乳児院、児童養護施設、幼稚園その他の乳幼児の保育、養育、養護又は教育を行う施設又は事業所に連続して6か月以上勤務した経験を有する者であって、市長が行う研修（市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了したものとする。</u>
保育時間	居宅訪問型保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、居宅訪問型保育事業者が定めるものとする。
保育の内容	居宅訪問型保育事業者は、内閣総理大臣が定める保育所保育指針に準じ、居宅訪問型保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

項 目	基 準
保護者との連絡	居宅訪問型保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
電磁的記録	居宅訪問型保育事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

※ 下線部は、広島市の独自基準である。